

狩猟税についてのお知らせ

大分県 R3.4

狩猟税が軽減となる「県民税の所得割額の納付することを要しないもの」の証明方法に、マイナンバーを利用することができます。

番号法の施行により、狩猟税の税率適用に関する確認のためマイナンバー（個人番号）の届出をいただいた場合、各県税事務所及び各納税事務所において道府県民税所得割の状況を確認できるようになりました。

*お住まいの地域を管轄する県税事務所及び納税事務所でのみ手続きができます。

詳しくは4ページの【お問い合わせ先】をご覧ください。

マイナンバーの利用ができる場合

・「狩猟者登録の申請者」と「県民税所得割の納税義務者」が同一の場合にのみ、マイナンバーが利用できます。

【従来の証明書（抜粋）】

証 明 書

上記の者は、大分県税条例第109条第1項第2号又は第4号に規定する次の者に該当することを証明します。

- 1 当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、同一生計配偶者又は扶養親族以外の者
- 2 当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族である者
- 3 当該年度の県民税の所得割の納付を要しない者で、かつ、当該年度の県民税の所得割の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族である者のうち、農業、水産業又は林業に従事している者

従来の証明書で、「1」に該当していた方のみ利用できます。
マイナンバーでは、申請者本人の情報しか確認できないため、「2」と「3」に該当する方は利用できません。

具体的な手続き方法

○マイナンバーを利用する場合

1. 県税事務所又は納税事務所に来所して申請する場合

(1) 本人申請の場合

「マイナンバー（個人番号）届出書兼軽減確認願」を県税事務所又は納税事務所に提出し、「マイナンバー証明書類等（*）」を提示してください。

① 初めて利用される場合

軽減の確認に時間を要するため、狩猟者登録の1週間前までに手続きをしてください。軽減確認後、その旨を記した狩猟税納税票を後日お渡しいたします。狩猟者登録及び狩猟税の納税の際には、お渡しした納税票をご持参ください。

② 2回目以降の利用の場合

軽減確認後、その旨を記した狩猟税納税票をお渡しいたします。狩猟税納税票は、即日お渡しできます。狩猟者登録及び狩猟税の納税の際には、お渡しした納税票をご持参ください。

(2) 代理人による申請の場合

「マイナンバー（個人番号）届出書兼軽減確認願」を県税事務所又は納税事務所に提出してください。

代理人による申請の場合は、掲示していただく「マイナンバー証明書類等（*）」が本人申請の場合とは異なります。

詳しくは「マイナンバー証明書類等（*）」の項目（3ページ）をご覧ください。

その他の手続きにかかる期間や狩猟税納税票の交付方法等については本人申請の場合の①、②と同じです。

2. 郵送による申請の場合（本人申請・代理人による申請とも共通）

手続きは郵送でもできます。

お住まいの地域を管轄する県税事務所又は納税事務所に、下記の書類を郵送してください。

①「マイナンバー（個人番号）届出書兼軽減確認願」

②マイナンバー証明書類等の写し

（代理人による申請の場合の委任状は、原本を郵送してください。代理権の確認のため、委任状には委任者の押印が必要です。）

③返信用封筒及び返信用切手

* 郵送の場合、軽減確認後返信までに1週間から10日間ほどかかります。

○マイナンバーを利用しない場合

・従前どおり、納税の際には市町村が発行する証明書が必要です。

マイナンバー証明書等（*）とは

【本人申請の場合】

下記①～③のいずれかを提示してください。

	(マイナンバー証明書類)	(本人確認書類)
①	個人番号カード (顔写真入りのプラスチック製カード)	
②	通知カード	+ <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 ・ 身体障害者手帳 ・ 狩猟・空気銃所持許可証
③	個人番号が記載された住民の写し又は住民票記載事項証明書	+ <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書

等のいずれか

【代理人による申請の場合】

下記①～③すべての確認ができる書類を提示してください。

①代理権の確認	②代理人の身元 (実存) の確認	③本人の番号確認
<p>【法定代理人】 戸籍謄本等の資格を署名する書類</p> <p>【任意代理人】 委任状 (※)</p> <p>※委任状には、委任者が個人の場合には認印、法人の場合には代表者印を押印してください。</p>	<p>代理人の個人番号カード、運転免許証、旅券等</p> <p><上記が困難な場合> 健康保険の被保険者証、年金手帳等のうち2つ以上の書類の提示</p>	<p>○本人の個人番号カード又はその写し</p> <p>または</p> <p>○本人の通知カード又はその写し</p> <p>または</p> <p>○個人番号が記載された本人の住民票の写し、住民票記載事項証明書等</p>

【お問い合わせ先】

事務所名 (管轄市町村)	郵便番号	所在地	電話番号
別府県税事務所 課税課 (別府市・杵築市・国東市・姫島村・日出町)	874-0840	別府市大字鶴見字 下田井 14-1	0977-67-8211
大分県税事務所 課税第一課 (大分市・佐伯市(*)・臼杵市・津久見市・竹田市(*)・豊後大野市(*) 由布市)	870-0021	大分市府内町 3- 10-1	097-506-5773
日田県税事務所 課税課 (日田市・九重町・玖珠町)	877-0004	日田市城町 1-1-10	0973-22-4175
中津県税事務所 課税課 (中津市・豊後高田市・宇佐市)	871-0024	中津市中央町 1-5- 16	0979-22-2920

※詳しくは、お住まいの地域を管轄する各県税事務所へお問い合わせください。

(*) 佐伯市、竹田市、豊後大野市にお住まいの方は、以下の納税事務所でも申請ができます。

納税事務所名 (管轄市町村)	郵便番号	所在地	電話番号
大分県税事務所佐伯納税事務所 (佐伯市)	876-0813	佐伯市長島町 1-2- 1	0972-22-3021
大分県税事務所豊後大野納税事務所 (竹田市、豊後大野市)	879-7131	豊後大野市三重町 市場 1123	0974-22-7501